

## 公害防止条例施行規則の一部改正について

## 1 ほう素及びその化合物の排水基準の見直しについて

## (1) 改正理由

令和 4 年 7 月 1 日付け排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 13 年環境省令第 21 号。以下「省令」という。）により旅館業等に適用されている暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）が見直されたことに伴い、公害防止条例施行規則（昭和 46 年宮城県規則第 67 号。以下「条例規則」という。）について所要の改正を行うもの。

## (2) 内容

旅館業に適用されるほう素及びその化合物について水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 3 条第 1 項に基づく暫定排水基準が 500 mg/L から、利用する温泉のほう素濃度 500mg/L 以下の場合は 300mg/L、500mg/L を超える場合は 500mg/L へ変更されたことに伴い、公衆浴場業に適用される条例規則別表第 2 第 3 号（1）を以下のとおり改正する。

## 別表第二

## 三 汚水等の規制基準

## (一) 有害物質の規制基準 備考 5

旧	新
ほう素及びその化合物についての規制基準は、 <u>温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排出水にあつては、一リットルにつきほう素五百ミリグラムとする。</u>	ほう素及びその化合物についての規制基準は、 <u>次の(1)及び(2)に掲げる排出水にあつては、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 一リットルにつきほう素五百ミリグラム以下の温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排出水 一リットルにつきほう素三百ミリグラム</u> <u>(2) 一リットルにつきほう素五百ミリグラムを超える温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排出水 一リットルにつきほう素五百ミリグラム</u>

## (3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在、届出されている特定事業場（表 1）のうち排水基準が適用される公衆浴場業については、全てほう素 500mg/L 以下の温泉を利用する事業場であり、排水口のほう素濃度が 300mg/L 以上の事業場は確認されていない。

## 2 燐含有量の排水基準に係る対象湖沼の追加について

## (1) 改正理由

令和 5 年 2 月 28 日付け窒素含有量及び燐（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件（告示）に基づき、燐含有量の排水基準に係る対象湖沼に宿の沢ダム、岩堂沢ダム、二ツ石ダムの 3 湖沼が追加されたことに伴い、条例規則について所要の改正を行うもの。また、併せて、既に告示で定められていたものの大規模復旧工事のため条例での適用を見送っていた荒砥沢ダムを今回追加するもの。

(2) 内容

水濁法第3条第1項により磷の排水基準 16mg/L（日間平均 8mg/L）が定められている指定湖沼を踏まえ、条例に基づく特定施設に適用される条例規則別表第2第3号（2）を以下のとおり改正する。

別表第二

三 汚水等の規制基準

(二) 有害物質以外の項目の規制基準 備考

8 磷含有量についての規制基準は、磷が湖沼又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼又は海域として次の表に掲げる水域及びこれらに流入する公用水域に排出される排水について適用する。

旧			新		
	水域名	位置		水域名	位置
湖沼	青下ダム貯水池	仙台市	湖沼	青下ダム貯水池	仙台市
	大倉ダム貯水池	仙台市		大倉ダム貯水池	仙台市
	月山池	仙台市		月山池	仙台市
	七北田ダム貯水池	仙台市		七北田ダム貯水池	仙台市
	丸田沢ため池	仙台市		丸田沢ため池	仙台市
	宮床ダム貯水池	仙台市及び黒川郡大和町		宮床ダム貯水池	仙台市及び黒川郡大和町
	富士沼	石巻市		富士沼	石巻市
	川原子ダム貯水池	白石市		川原子ダム貯水池	白石市
	樽水ダム貯水池	名取市		樽水ダム貯水池	名取市
	内町ため池	角田市		内町ため池	角田市
	長沼	登米市		長沼	登米市
	平筒沼	登米市		平筒沼	登米市
	伊豆沼	登米市及び栗原市		伊豆沼	登米市及び栗原市
	内沼	登米市及び栗原市		内沼	登米市及び栗原市
	小田ダム貯水池	栗原市		荒砥沢ダム貯水池	栗原市
	栗駒ダム貯水池	栗原市		小田ダム貯水池	栗原市
	花山ダム貯水池	栗原市		栗駒ダム貯水池	栗原市
	上大沢ダム貯水池	大崎市		花山ダム貯水池	栗原市
	化女沼ダム貯水池	大崎市		宿の沢ダム貯水池	栗原市
	鳴子ダム貯水池	大崎市		上大沢ダム貯水池	大崎市
	七ヶ宿ダム貯水池	刈田郡七ヶ宿町		化女沼ダム貯水池	大崎市
	釜房ダム貯水池	柴田郡川崎町		鳴子ダム貯水池	大崎市
	松ヶ房ダム貯水池 (宇多川湖)	伊具郡丸森町		岩堂沢ダム貯水池	大崎市
	阿川沼	宮城郡七ヶ浜町		七ヶ宿ダム貯水池	刈田郡七ヶ宿町
	惣の関ダム貯水池	宮城郡利府町		釜房ダム貯水池	柴田郡川崎町
	嘉太神ダム貯水池	黒川郡大和町		松ヶ房ダム貯水池 (宇多川湖)	伊具郡丸森町
	南川ダム貯水池	黒川郡大和町		阿川沼	宮城郡七ヶ浜町
	牛野ダム貯水池	黒川郡大衡村		惣の関ダム貯水池	宮城郡利府町
	孫沢ため池	加美郡加美町		嘉太神ダム貯水池	黒川郡大和町
	漆沢ダム貯水池 (鳴源湖)	加美郡加美町		南川ダム貯水池	黒川郡大和町
	長沼	加美郡加美町		牛野ダム貯水池	黒川郡大衡村
				孫沢ため池	加美郡加美町
				漆沢ダム貯水池 (鳴源湖)	加美郡加美町
		長沼	加美郡加美町		
		二ツ石ダム貯水池	加美郡加美町		

(3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在、届出されている**特定事業場**（表1）について、当該湖沼の集水域に立地するものはない。

### 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

表 1 公害防止条例（水質）に規定する特定事業場数（令和 4 年度末時点）

分類番号	特定施設の種類	届出事業場数
1	水産卸売市場の洗浄施設	5
2	集団給食施設	269
3	ガソリンスタンド 営業・自動車整備業の洗浄施設	745
4	廃油再生用原料処理施設	11
5	公衆浴場業の洗場施設	117
6	ごみ処理施設	2
7	動物園	1
8	病院の廃液処理施設	1
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設	0
	計	1151

※ 2 以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種に属するものとみなし、1 として計上

（参考）

○公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）抜粋

（規制基準の設定）

第十五条 知事は、特定施設又は特定事業場に係る公害を防止するために必要な規制基準を規則で定める。

2 知事は、前項の規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。